

徳島県告示第八十九号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十七条第一項の規定に基づき、知事指定薬物の指定の効力が失われたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

令和五年三月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 知事指定薬物の名称等

- 1 化学名 N・(四・フルオロフェニル)・N・「一・(二・フェニルエチル)ピペリジン・四・イル」フラン・二・カルボキシアミド（通称 para-Fluorofuranylfentanyll、四F・furanylfentanyll、四F・Fu・F）及びその塩類
- 2 化学名 N・エチル・N・メチルトリプタミン（通称 MET）及びその塩類
- 3 化学名 (八R)・N、N・ジエチル・六・メチル・一・ペンタノイル・九、十・ジデヒドロエルゴリン・八・カルボキシアミド（通称 一V・LSD）及びその塩類

- 4 化学名 一・「一・(三・メチルフェニル)シクロヘキシル」ピロリジン（通称 三・Me・PCPY、三・methyl・PCPY、三・Merolicyclidine、三・methyl・rolicyclidine）及びその塩類

二 効力が失われた理由

一に掲げる知事指定薬物は、条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至つたため

三 効力が失われた日

令和五年三月二十日